

第10章 福祉部

1. 福祉部の主要事業

(1) 障がい差別のない共生社会推進事業

「松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例」に基づいて、障がいに対する相互理解と差別解消の取り組みを推進し、共生社会の実現を図る。

(2) 障がい者相談支援事業

サポートステーション絆を相談拠点とし、障がい者や家族等にとって分かりやすく安心して相談できる総合的な相談支援を実施する。(障がい種別や年齢の区分なく途切れない支援、就労部門との一体的な支援、関係機関との連携強化)

(3) 精神保健医療費助成(精神保健対策事業)

障害者総合支援法に基づく精神通院医療費において、市単独助成により自己負担の軽減を図り、患者が良質かつ適切な自立支援医療を受けることで重篤化を予防する。

(4) 障がい福祉サービス・障がい児通所サービス

障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、身体や精神に障がいのある方や特定の疾患のある方が地域のなかで自立した生活を続けていけるよう、自宅や施設での介護、通所による就労支援や自立訓練などの各種サービスを提供する。

(5) 成年後見制度中核機関運営事業

成年後見制度の利用促進を図るため、中核機関を設置し、「広報」、「利用促進」、「相談」、「後見人支援」、「不正防止」の5つの機能を整備し、地域連携ネットワークを構築する。

(6) 要配慮者支援組織設置推進事業・要配慮者支援推進事業

配慮が必要な方が安心・安全に暮らせるよう、日常の見守り活動や災害時対応を各地域で実質的に行う「要配慮者支援会議」の立ち上げ、運営費に対して補助を行う。

(7) 生活困窮者自立支援事業

生活に困窮している人に対し、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、自立の促進を図る。

(8) ひきこもり対策推進事業

公認心理師による専門相談を開催し、きめ細かい支援を行う。

2. 障がい者(児)福祉

(1) 障がい者の状況数等

(令和3年3月末現在)

区 分		人数(人)	構成比(%)
身体障害者手帳 交付者	視 覚 障 害	571	6.9
	聴 覚 ・ 平 衡 障 害	966	11.6
	音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 障 害	103	1.2
	肢 体 不 自 由	4,174	50.3
	内 部 障 害	2,489	30.0
計		8,303	100.0

区 分		人数(人)	構成率(%)
療 育 手 帳 交 付 者	A	854	37.5
	B	1,426	62.5
	計	2,280	100.0

区 分		人数(人)	構成率(%)
精神障害者保健福祉手帳交付者	1 級	470	17.6
	2 級	1,644	61.5
	3 級	558	20.9
	計	2,672	100.0

区 分	人数(人)
自立支援医療受給者証(精神通院)交付者	6,019

(2) 主な障がい者福祉サービス(市単独事業)

(令和3年4月1日現在)

事業名	事業概要
タクシー運賃助成事業	在宅の身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級所持者のうち、通院・リハビリ、市役所・障がい者団体事務局での手続き等で交通手段にタクシーを利用する場合、500円のタクシー利用券を6枚/月交付する。じん臓機能障害1級で人工透析のため週2回以上通院する人には、通院回数に応じて利用券を割り増し交付する。
路線バス優待事業	障がい者の移動手段を確保し、社会参加を促進するため、市内路線バス運賃を無料にする。
障がい者(児)通勤通学等交通費助成事業	通勤や通学など、日常的にコミュニティバスを利用する者に対して、定期券購入代金を助成する。
人工透析患者通院費助成	身体障害者手帳のじん臓機能障害1級で人工透析のために週2回以上通院する場合、通院にかかる費用の一部を助成する。助成額は交通手段や通院距離等によって異なる。
相談支援事業(サポートステーション「絆」)	障がいのある方から制度や施設の利用、生活全般にかかる様々な相談に応じて、必要な情報提供及び助言、その他障がい福祉サービスの利用支援などを行う総合相談窓口を設置。
障がい者の働く場づくり事業	障がい者が利用する事業所の製品販売促進を支援するため、また、障がい者に対する市民理解の促進を図るため、事業所が共同で実施するアンテナショップの販売活動経費を補助する。
バリアフリーアドバイザー制度	公共都市施設の建設にあたり、「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」「松江市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」「松江市ひとにやさしいまちづくり条例(平成21年1月1日施行)」等に照らし合わせ、設計段階から障がい者自身がアドバイスをを行い、バリアフリー化を推進する。
精神障がい者通院医療費助成	自立支援医療(精神通院医療)受給者に対して、自己負担額の一部を助成する。 (病院、診療所等の医療費:自己負担上限額1,000円/月、薬局の薬代:全額/月)
障がい者インターンシップ事業	障がい者の一般就労の促進、障がい者を雇用する企業等の理解促進を図るため、職場実習実施事業主に奨励金を支給する。
障がい者雇用支援事業	障がい者を雇用する企業を支援するとともに、安定的な雇用の定着を図るため、障がい者を一定割合以上雇用する企業に対し、障がい者へ支払う賃金の一部を助成する。

(3) 障がい者虐待防止センター

事業名	事業概要
障がい者虐待防止センター	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者虐待に関する相談を受け、障がい者と養護者の支援を行う。 障がい者虐待の予防と啓発。

(4) 障がい者(児)施設一覧

(令和3年4月1日現在)

障がい児施設	・福祉型障がい児入所施設	1ヵ所	定員 入所20
	・児童発達支援	10ヵ所	定員 通所125
	・放課後等デイサービス	42ヵ所	定員 通所435
	・保育所等訪問支援	6ヵ所	
	・医療型障がい児入所施設	1ヵ所	定員 入所90
	・指定発達支援医療機関	2ヵ所	定員 肢体不自由5、重心14
身体障がい者施設	・点字図書館	1ヵ所	
	・聴覚障がい者情報提供施設	1ヵ所	
障がい者施設	・生活介護施設	26ヵ所	定員 814
	・就労移行施設	6ヵ所	定員 44
	・就労継続施設	53ヵ所	定員 1070
	・療養介護施設	2ヵ所	定員 260
	・自立訓練(生活訓練)施設	3ヵ所	定員 45
	・施設入所支援施設	10ヵ所	定員 470
	・グループホーム	16ヵ所	定員 412
地域活動支援センター	・Ⅰ型	2ヵ所	定員 50
	・Ⅱ型	1ヵ所	定員 30
	・Ⅲ型	5ヵ所	定員 87
相談支援事業所		22ヵ所	

3. 児童福祉

(1) 子ども家庭総合支援拠点

児童虐待の通告先として児童の安全確保と支援を行うとともに、子どもと家庭に関する様々な相談を受け付ける。

(2) 特別児童扶養手当

対 象	身体または精神に一定基準以上の障がいのある20歳未満の子どもを養育している人で、前年中の所得が一定額未満の人。
手 当 の 月 額	障がい1級 児童1人につき52,500円(令和3年4月～) 障がい2級 児童1人につき34,970円(令和3年4月～)
支 払 時 期	4月、8月、11月の年3回

(3) 障がい児通園事業

在宅の障がい児が、通園しながら障がいの状況に応じて、日常生活における基本的な動作及び集団生活への適応訓練など必要な療育を受けられる事業。

施 設 名	ふじのみ園
対 象 年 齢	満2歳～就学前
対 象 児	知的・身体等の発達の障がいがあり、通園による療育が可能な子ども
定 員	20名/日

(4) 児童福祉施設

母子生活支援施設	母子家庭の母と子をともに保護し、自立を支援する施設	定員は施設によって異なる
助産施設	経済的理由により入院助産をうけることができない場合に利用できる施設	松江市助産院(松江市立病院内)定員:2人

4. 生活保護

(1) 生活保護

生活保護世帯数と保護人員数

年 度	保 護 世 帯 数	保 護 人 員 数	保 護 率(1,000人につき)
令和2年度末	2,083世帯	2,673人	13.18

(2) 生活困窮者自立支援事業

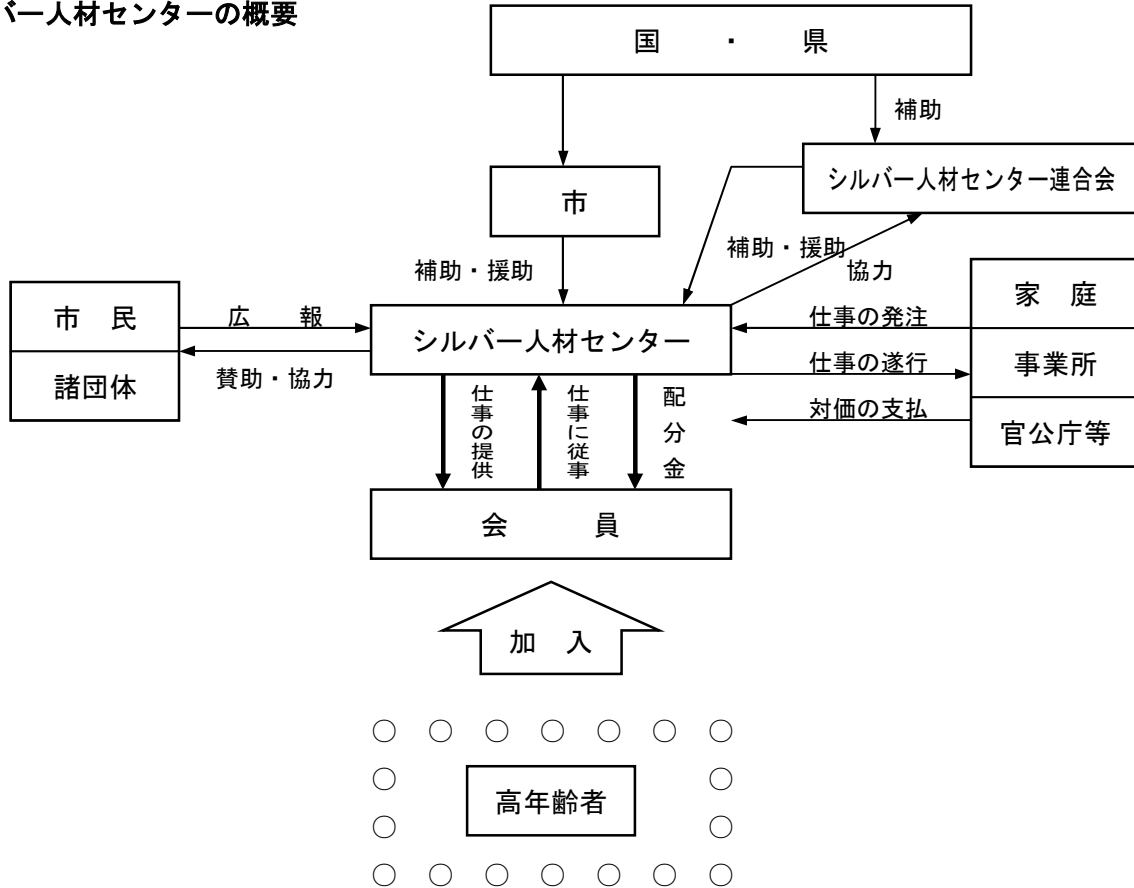
事 業 名	事 業 内 容
自立相談支援事業	・生活困窮者に対する各種支援事業の核となる総合窓口として、生活保護に至る前の段階から早期に支援。相談者の状況に応じ、自立に向けた支援計画を作成。
住居確保給付金	・離職者等の就職活動を支援するため、家賃相当額(生活保護基準額を上限)を原則3か月間給付。
一時生活支援事業	・住居のない者に対し、原則3か月間、宿泊場所と衣食を提供。
就労準備支援事業	・直ちに一般就労が困難な者に対して、必要な知識、能力の向上が図れるよう、日常生活自立、社会自立、就労自立の3段階ごとに訓練を実施。
家計改善支援事業	・失業や債務問題など家計に課題を抱える者に対し、家計に関するきめ細かい相談支援を行い、必要に応じ資金貸付のあっせんを行う。
アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業	・アウトリーチ等の充実を行い、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方への支援の強化を実施。
子どもの学習・生活支援事業	・生活困窮世帯(要保護世帯及び準要保護世帯)の中学3年生を対象として、学習支援、居場所(自習室)の提供、進路相談等を実施。

5. シルバー人材センター

高齢者が充実した生活を送るには、生きがいを感じながら積極的に社会の中で活動できる環境をつくる必要があります。そのため松江市では高齢者就業機会確保事業として、自主的な団体であるシルバー人材センターを育成援助し、高齢者の就業の機会を多くして、あわせて地域社会づくりに寄与している。

所在地	西川津町825-2
設置及び管理運営者	公益社団法人松江市シルバー人材センター
発足年月	昭和57年7月
登録会員数	879人(令和3年3月末)

シルバー人材センターの概要



職群別事業実績

松江シルバー人材センター

年 度	H30			R1			R2		
	受託件数 (件)	就業延人員 (人)	比率 (%)	受託件数 (件)	就業延人員 (人)	比率 (%)	受託件数 (件)	就業延人員 (人)	比率 (%)
技 術 群	12	68	0.1	4	18	0.1	5	33	0.1
技 能 群	6,152	18,728	47.9	5,991	17,599	47.4	5,344	15,473	46.4
事 務 群	776	1,680	6.0	835	1,314	6.6	623	1,562	5.4
管 理 群	243	10,667	1.9	230	10,198	1.8	211	6,157	1.8
折衝外交群	67	423	0.5	63	424	0.5	64	489	0.6
一般作業群	4,723	32,173	36.8	4,837	30,804	38.2	4,555	29,700	39.5
サービス群	874	4,827	6.8	682	4,334	5.4	715	3,812	6.2
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	12,847	68,566	100.0	12,642	64,691	100.0	11,517	57,226	100.0